

# 令和2年度実地指導における指摘事項

水戸市福祉部福祉指導課  
指導第2係

○ 令和2年度の実地指導の概要

サービス種別	実地指導件数
訪問介護	14
（介護予防）訪問入浴介護	2
（介護予防）訪問看護	7
通所介護	5
（介護予防）短期入所生活介護	11
（介護予防）福祉用具貸与	2
特定（介護予防）福祉用具販売	2
地域密着型通所介護	18
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
居宅介護支援	14
介護老人福祉施設	9
計	87

○ 本書の読み方

(1) 「サービス種別」の欄については、**令和2年度の実地指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。**記載がないサービス事業所においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検シートを確認し、**少なくとも1年に1度**は事業運営状況や介護給付費算定要件を自主的に点検してください。

(2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

訪問入浴	：（介護予防）訪問入浴介護	小多機	：（介護予防）小規模多機能型居宅介護
訪問看護	：（介護予防）訪問看護	GH	：（介護予防）認知症対応型共同生活介護
短期入所	：（介護予防）短期入所生活介護	地域老福	：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
貸与	：（介護予防）福祉用具貸与	居宅	：居宅介護支援
販売	：特定（介護予防）福祉用具販売	老福	：介護老人福祉施設
地域通所	：地域密着型通所介護		

(3) **減算対象**は、抵触した場合に報酬減算の対象となる項目に表記しています。

1 運営基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説							
内容及び 手続きの 説明及び 同意	1	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目を記載してください。	訪問介護 通所介護 短期入所 地域通所 小多機 老福	<p>利用者が事業を選択するための情報を提供するという観点から、サービス提供前に下記4項目の説明義務が追加されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第三者評価実施の有無」</li> <li>・「実施した直近の年月日」</li> <li>・「実施した評価機関の名称」</li> <li>・「評価結果の開示状況」</li> </ul> <p>なお、対象となる介護保険サービスは、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）</li> <li>・介護老人福祉施設</li> </ul> <p>記載例)</p> <p>①第三者評価を実施していない場合 (第三者による評価の実施状況)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">1 あり</td> <td>実施日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価機関名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結果の開示</td> <td></td> </tr> </table> <p>② なし</p>	1 あり	実施日		評価機関名称		結果の開示	
1 あり	実施日											
	評価機関名称											
	結果の開示											

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説														
					②第三者評価を実施している場合 (第三者による評価の実施状況) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="text-align: center;">あり</td> <td>実施日</td> <td>令和2年3月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価機関名称</td> <td>(株)〇〇福祉サポート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果の開示</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">2 なし</td> </tr> </table>	1	あり	実施日	令和2年3月1日		評価機関名称	(株)〇〇福祉サポート		結果の開示	あり	2 なし			
1	あり	実施日	令和2年3月1日																
		評価機関名称	(株)〇〇福祉サポート																
		結果の開示	あり																
2 なし																			
内容及び 手続きの 説明及び 同意	2	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目を記載してください。	訪問介護 訪問看護 短期入所 貸与 販売 居宅 地域老福 老福	「事故発生時の対応」の項目については、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の事業者としての対応を記載してください。 事業者としての対応とは、利用者家族や市町村等への連絡、事故の状況及び事故に際して採った処置に対する記録、賠償すべき事故が発生した場合の対応等が挙げられます。														
運営規程	3	運営規程に「苦情処理手順及び窓口」の項目が記載されていませんでした。	運営規程に「苦情処理手順及び窓口」の項目を記載してください。また、運営規程を変更した際は、介護保険課に事業所変更届を提出してください。	訪問介護 訪問看護 通所介護 居宅 老福	<b>水戸市独自基準</b> となっています。 苦情処理手順及び窓口における方針等を記載してください。なお、具体的な内容については、別紙に記載する形でも構いません。														
秘密保持等	4	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていることが確認できない従業者がいました。	利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時に取り決める等、従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得たこれらの秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。	訪問介護 GH 地域通所	雇用契約時に秘密保持等についての誓約書を事業者と従業者で取り交わしてください。 なお、退職後についても、措置を講じなくてはなりません。														
個別サービス計画の作成	5	個別サービス計画に利用者の同意を得て交付したことが明確に確認できない事例がありました。	個別サービス計画は、サービスの利用開始前に作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明した上で同意を得てください。	訪問介護 訪問看護 地域通所	個別サービス計画には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成する必要があるため、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、利用者又はその家族に対して説明した上で同意を得なくてはなりません。 なお、個別サービス計画には、目標、頻度、期間及び具体														

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
					<p>的な内容等を記載し、期間終了後には評価を行い、利用者又はその家族に対し、実施状況や評価についても説明を行ってください。</p> <p>また、利用者の要望によりケアプランと異なるサービスを継続的に個別サービス計画に追加する場合や、サービスの利用頻度等を変更する場合は、当該利用者の担当ケアマネジャーへ連絡し、ケアプランの変更に必要な情報提供等の援助を行ってください。</p>
運営規程	6	運営規程に「入退所の基準」の項目が記載されていませんでした。	運営規程に「入退所の基準」の項目を記載してください。また、運営規程を変更した際は、介護保険課に事業所変更届を提出してください。	短期入所	<p><b>水戸市独自基準</b>です。</p> <p>どのような対象者に対してサービスの提供を行うのか、どのような状況であるときに退所となるのか等を記載してください。</p>
内容及び手続きの説明及び同意	7	居宅サービス計画の作成に当たって行うべき利用者への説明のうち、口頭による説明は行われていましたが、文書の交付による説明までは行われていない利用者がいました。	<p>居宅サービス計画の作成に当たっては、次の事項について説明するとともに、文書を交付した上で理解を得られるようにしてください。</p> <p>①利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。</p> <p>②居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。</p> <p><b>減算対象</b></p>	居宅	<p>平成 30 年度の介護報酬改定に追加され、「利用申込者又はその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、<u>文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。</u>」とされています。</p> <p>なお、文書を交付して説明を行っていない場合、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、運営基準減算となりますので、注意してください。</p> <p><b>また、令和 3 年度の介護報酬改定からさらに下記 2 点の説明も必要となりますので、注意してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したケアプランにおける訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与の各サービスの割合（前期又は後期のどちらか直近 6 月間）</li> <li>・作成したケアプランに位置付けた訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与のサービスごとの提供回数のうち，同一事業所によって提供されたものの割合（前期又は後期のどちらか直近 6 月間）</li> </ul>
運営推進会議	8	運営推進会議の会議録が公表されていませんでした。	運営推進会議の記録は、事業所内の誰でも確認しやすい場所	地域通所	運営推進会議において、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設け、それらをまとめ

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
			に掲示する等の方法で公表してください。		<p>た会議録を、利用者及びその家族等が、自由に見ることができるような場所に掲示等により公表をしてください。</p> <p>併せて、開催計画、開催通知及び会議録を介護保険課に提出してください。</p>
運営規程	9	<p>運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目が記載されていませんでした。</p>	<p>運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目を記載してください。</p> <p>また、運営規程を変更した際は、介護保険課に事業所変更届を提出してください。</p>	訪問入浴	<p>「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、下記例示のような、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を指すものです。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴前の食事の摂取に関すること</li> <li>・冬季室温調整に関すること</li> <li>・水道水・電気の供給に関すること</li> <li>・駐車場確保に関すること</li> <li>・サービス中止の連絡に関すること</li> <li>・家族の立合いに関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
非常災害対策	10	<p>防火管理責任者について、すでに在籍していない職員となっていました。</p> <p>また、連絡網等についても、人員が最新ではありませんでした。</p>	防火責任者及び連絡網等について、定期的に見直し、最新のものにしてください。	地域通所	<p>消防計画や災害対応マニュアルなどの計画・マニュアル類については、非常時に対応できるよう、最新の情報に更新するように努めてください。</p> <p><b>また、令和3年度の介護報酬改定から、全サービスにおいて、「感染症対策指針」、「業務継続計画」、「高齢者虐待防止指針」、「ハラスメント対策方針」の作成が必要となりますので、注意してください。（一部については3年間の経過措置あり）</b></p>
記録の保存	11	当該事業所に新たに配置された一部の従業者について、雇用契約の内容が確認できませんでした。	事業者として、従業者及び管理者の雇用契約等の内容が確認できる書面を適切に整備し、雇用契約の解除日から5年間保存してください。	GH	介護サービスを提供する者は、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他契約により、事業所の管理者の指揮命令下にある従業者でなくてはなりません。そのため、試用期間であっても、契約が確認できる書面を適切に整備してください。
勤務体制の確保等	12	研修を受講していましたが、その記録が適正に保管されておらず、研修を受講していない従業者への周知も不十分でした。	研修を受講した際は、内容のまとめや資料を保管する等、適正に記録を残し、研修を受講していない従業者に周知し、資質向上に努めてください。	地域通所	<p>事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保しなくてはなりません。</p> <p>また、研修を受講していない従業者に対して、研修内容を周知し、研修内容の共有を図ることも重要となります。その</p>

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
					<p>ため、研修内容を記録に残し、研修に出席した職員を講師として内部研修を行うことや、全職員が閲覧できる形で保管するなどにより、周知するようにしてください。</p> <p><b>なお、令和3年度の介護報酬改定から、介護に直接関わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、「認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること」が義務付けられますので、注意してください。（3年の経過措置あり）</b></p>
事故発生時の対応	13	事故報告が必要な事故について、水戸市に事故発生連絡票を提出していませんでした。	報告が必要な事故について水戸市に事故発生連絡票を提出してください。	通所介護	<p>死亡事故（病気による死亡等を除く。）、通院入院を問わず医師の診断を受けた事故（負傷、誤嚥及び異食）、誤薬事故、失踪事故、交通事故、感染症の発生、食中毒及び市が提出を求めた場合には、「事業所のある市町村」と「保険者となる市町村」へ事故発生連絡票を提出してください。</p> <p>事故発生時の介護保険課への連絡手順は下記のとおりとなります。</p> <p>（連絡手順）</p> <p>①事故発生時：電話にて連絡（事業所名、担当者名、利用者名、被保険者番号、事故の概要）</p> <p>②事故発生3日以内：事故発生連絡票の提出（第一報）</p> <p>③事故対応終了後：事故発生連絡票の提出（最終報告）</p> <p>※第一報時に事故対応が終了している場合には、第一報と最終報告が同じ連絡票となっても構いません。</p>

## 2 人員基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
勤務体制の確保	14	月ごとに作成する勤務実績表について、管理者及び従業者の勤務日ごとの勤務した職種及びその職種ごとの勤務時間数が明	事業所として従業者の勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できる書類（タイムカードな	訪問介護 短期入所	<p>従業者、設備、備品、会計及びサービスの提供に関し、規則に定められた書類については、その完結の日から<b>5年間の保存（水戸市独自基準）</b>が必要となります。</p> <p>また、勤務実績表については、人員基準を満たした勤務体</p>

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説												
		確に記載されていませんでした。	ど)を作成・保存してください。 また、法人の役員であっても、人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類を整備し、保存してください。		制の確保等を管理する上でも重要となります。法人役員であっても、人員基準上で必要な配置を満たしているか確認ができるよう、書類を作成してください。												
従業員の員数	15	栄養士が配置されていませんでした。	速やかに栄養士を1人以上配置してください。(他の社会福祉施設等の栄養士との連携でも可。)	短期入所	<p>栄養士は利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容の食事を提供することや、利用者に対して適切な栄養食事相談を行うために、配置が必要となります。</p> <p>ただし、利用定員が40人以下の短期事業所については、隣接の他の福祉施設や病院等の栄養士との兼務等により適切な栄養管理が行われている場合は、栄養士を置かないことができます。</p> <p>また、食事の提供に関する業務を第三者に委託する場合、事業所において、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労務衛生管理について自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により食事サービスの質が確保されることが条件となりますので、注意してください。</p>												
従業員の員数	16	夜勤職員が、基準等に定められた人数配置されていない日が4日以上ありました。	<p>夜勤職員について、ユニット型においては、2ユニットごとに1以上、従来型においては、利用者の数が25以下の事業所にあつては、1以上配置してください。</p> <p>また、ユニット型と従来型が併設されている事業所については、それぞれの夜勤職員の基準を満たす必要があります。</p> <p style="text-align: right;"><b>減算対象</b></p>	老福	<p>夜勤職員について、ユニット型においては、2ユニットに1以上、従来型については、下記表を満たすように配置してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>入所者数</th> <th>従来型必要配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>26以上 60以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>61以上 80以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>81以上 100以下</td> <td>4以上</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>4 + (100を超えて25又はその端数を増すごとに1)</td> </tr> </tbody> </table>	入所者数	従来型必要配置数	25以下	1以上	26以上 60以下	2以上	61以上 80以下	3以上	81以上 100以下	4以上	101以上	4 + (100を超えて25又はその端数を増すごとに1)
入所者数	従来型必要配置数																
25以下	1以上																
26以上 60以下	2以上																
61以上 80以下	3以上																
81以上 100以下	4以上																
101以上	4 + (100を超えて25又はその端数を増すごとに1)																

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説										
					<p>なお、夜間及び深夜の時間帯（午後 10 時～翌日午前 5 時を含む連続する 16 時間で、事業所ごとに設定された時間帯）に夜勤を行う職員数が、基準に満たない日が 2 日以上連続する場合又は 4 日以上ある場合には、減算となります。</p> <p>また、個別ケアを推進する観点から、ユニット型と従来型が併設されている施設については、それぞれの部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要となり、<u>いずれかを満たさない場合</u>、全ての利用者について減算となることに注意してください。</p>										
従業者の員数	17	<p>看護職員が、基準等に定められた人数配置されていませんでした。</p> <p>また、常勤の看護職員についても配置されていませんでした。</p>	<p>看護職員について、入所者の数に応じた人員を配置するとともに、常勤職員を 1 以上配置してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>減算対象</b></p>	老福	<p>看護職員について、下記表を満たすように配置してください。</p> <p>また、常勤の従業者の休職等の期間についてはその期間が歴月で 1 か月を超えなければ、常勤の従業者として勤務したのものとして取り扱うことができます。それ以上の期間となる場合には、別の従業者を配置してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>入所者数</th> <th>必要配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 以下</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>31 以上 50 以下</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>51 以上 130 以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>131 以上</td> <td>3 + (130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1)</td> </tr> </tbody> </table>	入所者数	必要配置数	30 以下	1 以上	31 以上 50 以下	2 以上	51 以上 130 以下	3 以上	131 以上	3 + (130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1)
入所者数	必要配置数														
30 以下	1 以上														
31 以上 50 以下	2 以上														
51 以上 130 以下	3 以上														
131 以上	3 + (130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1)														
変更の届出等	18	<p>管理者及び従業者の人員配置の変更時に、変更届が提出されていませんでした。</p>	<p>指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10 日以内に事業所変更届出書を提出してください。</p>	短期入所	<p>管理者や、配置するために必要な資格又は研修が規定されている従業者が変更されたときには、必ず事業所変更届を介護保険課へ提出してください。</p>										

### 3 居宅サービス計画等について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
個別サービス計画	19	訪問介護計画の更新・変更に当たり、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護計画の提供によって解決すべき問題を明らかにするアセスメントを実施したことが明確に確認できない事例がありました。	訪問介護計画は、ケアプランの内容に沿って、訪問介護事業者としてアセスメントを実施した上で作成してください。 また、アセスメントについては、その内容を記録するなど、実施したことが明確に確認できるようにしてください。	訪問介護	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）必要があります。 なお、アセスメントは訪問介護事業者として行う必要があるため、利用者の担当ケアマネジャーが行ったアセスメントを代用することはできません（参考にすることは可能です）。  また、訪問介護計画の更新・変更時にも、再度アセスメントを行い、状態の変化の有無を含めて状況の把握を行ってください。アセスメントは「利用者の状況を把握・分析する」ものであり、モニタリングは「作成した訪問介護計画の達成状況や計画と実情の差異を確認する」ものですので、再アセスメント後にモニタリング内容を踏まえた上で新しい訪問介護計画を作成してください。 その際に、サービス頻度や内容に継続的な変更が必要となり、居宅サービス計画との差異がある場合には、居宅サービス計画の変更の援助を行ってください。
個別サービス計画	20	訪問介護計画の作成後、サービス提供責任者が当該訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）をしたことが明確に確認できない事例がありました。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、定期的にモニタリングを実施し、実施日や内容を訪問介護計画書等に記録するなど、モニタリングを実施したことが明確に確認できるようにしてください。	訪問介護	モニタリングは「作成した訪問介護計画の達成状況や計画と実情の差異を確認する」ものですので、モニタリングを行った際は、当該モニタリングについて記録してください。
個別サービス計画	21	個別サービス計画で定められた目標期間の終了時に、目標達成の評価が実施されていない事例がありました。	目標期間が終了したときには、目標達成の評価を実施してください。	地域通所 訪問介護 訪問看護	個別サービス計画の目標期間が終了したときには、計画全体の評価が必要となります。目標の達成度合の確認や、次の計画のための評価を行い、その内容を踏まえた上で新しい個別サービス計画を作成してください。 なお、個別サービス計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行わなくてはなりません。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
宿泊サービス計画	22	宿泊サービスの提供に当たって、宿泊サービス計画書が作成されていない利用者がいました。また、宿泊サービスに対する評価が行われていませんでした。	宿泊サービスを提供するに当たっては、開始する前に宿泊サービス計画書を作成し、利用者の同意を得てください。また、宿泊サービス計画について評価を行ってください。	地域通所	<p>宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用する利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する通所介護サービスとの継続性に配慮して、担当ケアマネジャー等と連携を図り、具体的なサービスの内容を記載した宿泊サービス計画等を作成してください。</p> <p>また、作成した計画は、その内容について、利用者又はその家族に対してわかりやすく説明し、利用者の同意を得るとともに、交付してください。</p> <p>なお、同意・交付したことが客観的にわかるよう記載してください。</p>
個別サービス計画	23	<p>訪問看護計画書について、以下のような事例がありました。</p> <p>①利用者の同意及び交付したことが確認できない。</p> <p>②計画書に位置付けた内容に対する評価がなされていない。</p> <p>③計画書の作成者の欄が未記入。</p>	<p>訪問看護計画書の作成に当たっては、看護目標、サービス内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明し、利用者の同意を得た上で交付してください。また、訪問看護計画書の内容等に対する実施状況や評価についても、説明を行ってください。</p> <p>訪問看護計画書の作成者が分かるようにしてください。</p>	訪問看護	<p>訪問看護計画書は、看護師等（准看護師を除く。）が、利用者ごとに、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載しなくてはなりません。看護師等が作成したことがわかるよう、作成者名も合わせて記載するようにしてください。</p> <p>なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画書に沿って訪問看護計画書を作成してください。</p> <p>また、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、利用者の同意及び計画書の交付をしてください。なお、同意・交付したことが客観的にわかるよう記録してください。</p> <p>評価については、No21を参照してください。</p>
ケアプラン	24	支援経過に記載されるべき項目が記載されていない事例がありました。	支援経過には、アセスメント・サービス担当者会議・モニタリング等を実施したことや、その面接場所、内容など、ケアマネジャーとして実施した業務について明確に過不足なく記載してください。	居宅	一連の業務を行っていることが確認できない場合、減算となる場合がありますので、注意してください。
ケアプラン	25	認定更新時、暫定ケアプランに係るアセスメントを実施したことが確認できない事例があり	ケアプラン（暫定も含む。）の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問しアセスメントを	居宅	新しいケアプランの作成及び変更に当たり、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行った際は、当該アセスメントについて記録してください。

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
		ました。	実施し、その結果を記録に残してください。 <b>減算対象</b>		
ケアプラン	26	認定更新時、暫定ケアプランの交付後にサービス担当者会議が開催されていた事例がありました。	ケアプラン（暫定も含む。）は、サービス担当者会議で担当者から専門的な見地からの意見を求め、調整を図ってはじめて当該ケアプランの確定、利用者への交付となるものなので、適切な時期にサービス担当者会議を開催してください。	居宅	ケアマネジャーは、効果的かつ実現可能な質の高いケアプランとするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、各サービス担当者等からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め、調整を図ることが重要となります。 なお、サービス担当者会議に出席できない担当者等がいる場合には、事前に照会等により意見を求め、その内容を含めて会議において検討し、検討内容を含めた会議の内容を記録し、作成したケアプランを遅滞なく利用者及び担当者に交付してください。 また、交付する際には、計画の趣旨及び内容について、利用者及び担当者に対し十分に説明し、情報の共有、連携を図るようにしてください。

#### 4 報酬・加算について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別	解説
報酬	27	訪問介護費について、誤ったサービスコードで請求をしていた事例がありました。	事業所として自己点検を行い、必要に応じて過誤申し立てを行ってください。	訪問介護	サービスコードの選択間違いなど、介護サービス費の請求システムではエラー扱いされない誤りもありますので、注意してください。 なお、誤りが確認された場合には、介護保険課に過誤申し立てを行うとともに、利用者負担分についても調整を行ってください。
サービス提供体制強化加算	28	サービス提供体制強化加算について、算定要件の確認を年度末に行っていませんでした。	サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、算定要件の確認を毎年度末に行い、記録を残してください。	訪問看護	職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いて算定します。加算を算定するための必要項目については、加算の届出を行った時だけではなく、算定の基準となる年度末ごとに確認を行ってください。事後的に加算の要件を満たしていないことが判明

					<p>した場合、介護給付費の返還が必要となる場合があります。</p> <p><b>また、令和3年度の介護報酬改定から、区分の変更や、要件の追加が行われているため、注意してください。</b></p>
初回加算	29	初回加算の算定について、要件を満たさない月に算定している利用者がいました。	初回加算について、要件を満たさない月については過誤申し立てを行ってください。	居宅	新規の場合、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月に算定することができます。月末から開始した場合や、開始前に入院した場合などは、間違いやすくなりますので、注意してください。
緊急時訪問介護加算	30	緊急時訪問介護加算について、利用者又はその家族等からの要請があった時間、要請の内容及び当該加算の算定対象である旨の記録が明確に確認できない事例がありました。	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容及び当該加算の算定対象である旨等を明確に記録してください。	訪問介護	<p>緊急時訪問介護加算の対象となるサービス提供を行った場合は、サービス提供記録に「要請のあった時間」、「要請の内容」、「サービス提供時刻」及び「緊急時訪問介護加算の算定対象である旨」を記録しなくてはなりません。</p> <p>なお、当該加算の対象となる所要時間については、サービス提供責任者とケアマネジャーが連携を図ったうえで、利用者又はその家族等からの要請内容から、介護支援専門員が判断することとなります。</p>

【参考】関係法令又は通知

1 運営基準について

No.	関係法令又は通知
1	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 10 条, 第 118 条 (第 10 条準用), 第 141 条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 20 (第 10 条準用), 第 108 条 (第 10 条準用) 水戸市介護老人福祉施設基準条例第 9 条, 第 59 条 (第 9 条準用) 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」(H30.3.26 老発 326 第 8 号)
2	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 10 条, 第 83 条 (第 10 条準用), 第 141 条, 第 253 条 (第 10 条準用), 第 266 条 (第 10 条準用) 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 8 条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 133 条 水戸市介護老人福祉施設基準条例第 9 条, 第 59 条 (第 9 条準用)
3	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 31 条, 第 81 条, 第 111 条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例施行規則第 5 条, 第 17 条, 第 34 条 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 22 条 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例施行規則第 4 条 水戸市介護老人福祉施設基準条例第 33 条, 第 56 条 水戸市介護老人福祉施設基準条例施行規則第 6 条, 第 14 条
4	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 36 条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 20 (第 36 条準用), 第 128 条 (第 36 条準用)
5	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 26 条, 第 78 条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 10 条
6	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 152 条, 第 167 条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例施行規則 52 条, 第 61 条
7	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 8 条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
8	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 18
9	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 61 条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例施行規則 11 条
10	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 15
11	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 128 条 (第 8 条準用)
12	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 13
13	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 116 条

## 2 人員基準について

No.	関係法令又は通知
14	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 33 条, 第 112 条, 第 157 条 (第 112 条準用), 第 168 条 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 23 条
15	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 137 条
16	水戸市介護老人福祉施設基準条例第 57 条 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 29 号)
17	水戸市介護老人福祉施設基準条例第 6 条, 第 57 条
18	介護保険法第 75 条第 1 項

## 3 居宅サービス計画等について

No.	関係法令又は通知
19 20	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 26 条
21	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 26 条 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 10
22	指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員, 設備及び運営に関する指針について (平成 27 年 4 月 30 日老振発第 0430 第 1 号) 第 4・4
23	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例第 78 条
24	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 34 条 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例施行基準第 6 条
25	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 17 条
26	「指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準」別表イ・注 2

## 4 報酬・加算について

No.	関係法令又は通知
27	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 2 の 2
28	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 2 の 4(25)
29	「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 3 の 9
30	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第 2 の 2(19)